

三条市は**新婚夫婦**等の みなさんの**住宅取得**を 支援します。

三条市に移住した新婚世帯等
(パートナーシップ世帯・事実婚世帯含む) が、
住宅(中古を含む) を購入又は新築する際の
費用の一部を補助します。



補助金額

29歳以下の
新婚世帯等

最大 **100** 万円

39歳以下の
新婚世帯等

最大 **70** 万円

補助要件 要件に該当しているか、ご確認ください。

- ☐ 婚姻届が受理された日又はファミリーシップ宣誓等をした日の1年前から
令和6年3月31日までの間に三条市内に所在する住宅(中古を含む)を購入又は新築
- ☐ 令和5年3月1日から令和6年3月31日までに婚姻届を提出し、
受理された夫婦又は三条市でパートナーシップ宣誓等をした者
- ☐ 令和5年3月1日から令和6年3月31日までに夫婦又はパートナーシップ世帯等の
いずれか一方又は双方が市外から三条市に転入
- ☐ 夫婦双方が39歳以下の新婚世帯等である
- ☐ 夫婦又はパートナーシップ世帯等の双方の所得金額の合計が750万円未満
- ☐ 夫婦又はパートナーシップ世帯等の双方が市区町村民税を滞納していない

詳しい条件についてまずはご相談ください!

お問い合わせ先

三条市地域経営課

〒955-0071 新潟県三条市本町3丁目1番4号(旧育成センター内)

TEL 0256-34-5646(直通) メール chiikikeiei@city.sanjo.niigata.jp